

相馬市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年7月
福島県相馬市

目次

はじめに	3-
第1部 計画策定の趣旨・位置付け	4-
第1章 計画策定の趣旨	4-
第1節 感染症危機を取り巻く状況	4-
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	5-
第2章 計画の位置付け	6-
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	7-
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方	7-
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的	7-
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	8-
第3節 対策の時期区分	9-
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	11-
第5節 対策推進のための役割分担	14-
第6節 市行動計画の実効性を確保するための取組等	16-
第2章 新型インフルエンザ等の対策項目	18-
第1節 市行動計画における対策項目	18-
第2節 横断的な視点	18-
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	20-
第1章 実施体制	20-
第1節 準備期	20-
第2節 初動期	21-
第3節 対応期	26-
第2章 情報収集・分析、リスクコミュニケーション	27-
第1節 準備期	27-
第2節 初動期	28-
第3節 対応期	29-
第3章 まん延防止	31-
第1節 準備期	31-
第2節 初動期	32-
第3節 対応期	32-
第4章 ワクチン	33-
第1節 準備期	33-
第2節 初動期	38-
第3節 対応期	42-
第5章 保健	47-

第1節 準備期	47
第2節 初動期	47
第3節 対応期	48
第6章 物資	49
第1節 準備期	49
第2節 初動期	49
第3節 対応期	49
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	50
第1節 準備期	50
第2節 初動期	51
第3節 対応期	51

はじめに

近年、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症は、人々の生命及び健康に深刻な影響を及ぼすだけでなく、社会経済活動や地域社会全体にも大きな影響を与えてきました。感染症危機は、発生の時期や規模を予測することが難しく、平時からの十分な備えと、発生時における迅速かつ的確な対応が強く求められています。

新型コロナウイルス感染症への対応を通じて、医療提供体制の確保、ワクチン接種体制の構築、正確で分かりやすい情報発信、関係機関との連携など、感染症対策には多岐にわたる取組が必要であることが明らかになりました。また、行政のみならず、市民、医療関係者、事業者、地域団体などがそれぞれの役割を担い、連携して感染症危機に対応することの重要性が改めて認識されました。

一方で、新型コロナウイルス感染症対応の過程では、物資の確保、人員体制の整備、情報共有の在り方など、今後に向けた課題も浮き彫りとなりました。これらの課題を整理し、将来発生し得る感染症危機に備えて、継続的に体制の見直しと改善を図っていくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、国では令和6年(2024年)7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を全面改定し、福島県においても令和7年(2025年)3月に「福島県新型インフルエンザ等対策行動計画」が改定されました。

相馬市では、これらの上位計画との整合性を確保しつつ、本市の実情を踏まえた実効性のある対策を推進するため、「相馬市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「本市行動計画」といいます。)を改定します。

本市行動計画は、新型コロナウイルス感染症への対応で得られた知見や教訓を活かし、感染症危機に対する備えと発生時の対応を体系的に整理することを目的としています。市民の生命と健康を守ることを最優先に、医療機関、関係団体、事業者等との連携を一層強化し、感染症危機に対して的確に対応できる体制の整備を図ります。

今後も相馬市は、国や福島県、関係機関と緊密に連携しながら、市民が安心して暮らし続けられる地域社会を維持するため、感染症危機への対応力の向上に継続して取り組んでいきます。

第1部 計画策定の趣旨・位置付け

第1章 計画策定の趣旨

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、国際的な人の移動や物流が著しく拡大し、世界各地で発生した感染症が短期間のうちに国境を越えて拡大する事例が相次いでいます。開発途上国を中心とした都市化や人口密度の上昇、野生動物との接触機会の増加などにより、未知の感染症が発生するリスクも高まっています。これまでに、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ、エボラ出血熱、ジカウイルス感染症など、世界的に注目を集めた感染症が発生してきました。

令和元年（2019年）末に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、瞬く間に世界全体へ拡大し、経済活動や社会生活に極めて大きな影響を及ぼしました。相馬市においても、市民生活や地域医療体制、教育、地域経済などあらゆる分野に影響が及び、市民の健康と生活を守ることの重要性が改めて認識されました。

新型コロナウイルス感染症のように、既知の病原体であってもウイルスの変異などによって新たな感染症が出現する可能性があり、今後も新型インフルエンザや新興感染症の発生が懸念されています。こうした感染症は、国や自治体の境を越えて広がる性質を持ち、短期間で大きな社会的影響を及ぼすおそれがあります。また、感染症の流行は、医療分野にとどまらず、福祉、教育、経済活動、社会生活など幅広い分野に影響を及ぼします。

特に、相馬市を含む相双地域では、医療資源や人材の制約がある中で、感染症対応を円滑に行うための体制づくりが重要な課題となっています。市内の医療機関や福祉施設、学校、事業所などが連携し、地域全体で感染拡大を防止する仕組みの構築が求められます。

さらに、東日本大震災や原子力災害の経験から、本市は「自然災害と感染症危機が同時に発生する可能性」を常に考慮する必要があります。避難所の衛生管理や生活環境の確保など、災害時の感染症対策を平時から視野に入れることが、本市における重要な課題の一つです。

このように、感染症危機を取り巻く状況は年々複雑化しており、国内外の感染症動向に加え、地域特性を踏まえた備えが一層重要となっています。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

(1) 政府行動計画の作成・改定

国は、平成17年(2005年)に「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、平成21年(2009年)の新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の教訓等を踏まえ、平成24年(2012年)4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が制定されたことに伴い、平成25年(2013年)6月、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示す政府行動計画を作成した。令和元年(2019年)12月以降の新型コロナ対応の経験や課題を踏まえ、令和6年(2024年)7月、政府行動計画を全面改定した。

(2) 福島県行動計画の作成・改定

福島県においても、国の計画策定の動きを踏まえ、平成17年(2005年)12月に「福島県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した後、平成25年(2013年)12月には、特措法に基づき福島県行動計画を作成した。新型コロナ対応を踏まえた政府行動計画の改定に伴い、今回、福島県行動計画を見直し、次なる感染症危機に備えるものである。

(3) 相馬市行動計画の作成・改定

本市においても、国・県の計画策定の動きを踏まえ、特措法に基づき平成27年(2015年)6月に「相馬市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。その後、新型コロナウイルス感染症の対応を通じて得られた教訓や課題が明らかになったことを契機とし、政府及び福島県の行動計画における改定内容を踏まえつつ、自市の対応方針を再確認する必要性を認識した。今回の見直しでは、市民への迅速な情報伝達や医療・福祉体制の整備、感染拡大防止のための取り組みの役割を明確化し、各施策の実施に向けた基盤を整えることを目指している。

本市行動計画では、国・県との連携を十分に図るとともに、地域資源を活用した取り組みを通じて、感染症への対応力を強化することを目的としている。

第2章 計画の位置付け

本市行動計画は、特措法第8条に基づき、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえて、市内の新型インフルエンザ等対策の実施に関して定めるものである。

1. 本市行動計画で定める事項

- (1) 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- (2) 次に掲げる措置に関する事項
 - ① 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ② 住民に対する予防接種の実施。その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ③ 生活環境の保全。その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- (3) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- (4) 他の地方公共団体、その他の関係機関との連携に関する事項

2. 本市行動計画の推進体制及び進捗管理・見直し

本市行動計画の推進にあたっては、相馬市新型インフルエンザ等対策本部幹事会（以下「対策本部幹事会」という。）を中心とした部局横断的な体制の下、新型インフルエンザ等に関する情報共有を図るとともに、本市行動計画に基づく各種取組の進捗管理を行う。

また、県や関係機関との連携を図りながら、必要に応じて専門的知見を踏まえた助言を受け、各取組の実施状況や課題の把握・整理を行う。

これらを踏まえ、政府行動計画の改定の動向（おおむね6年ごとに改定の検討が行われる方針）や感染症を取り巻く状況の変化に応じて、対策本部幹事会において必要な対策の検討及び本市行動計画の見直しを行い、本市における新型インフルエンザ等対策の着実な推進を図る。

第2部 相馬市新型インフルエンザ等対策の

実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

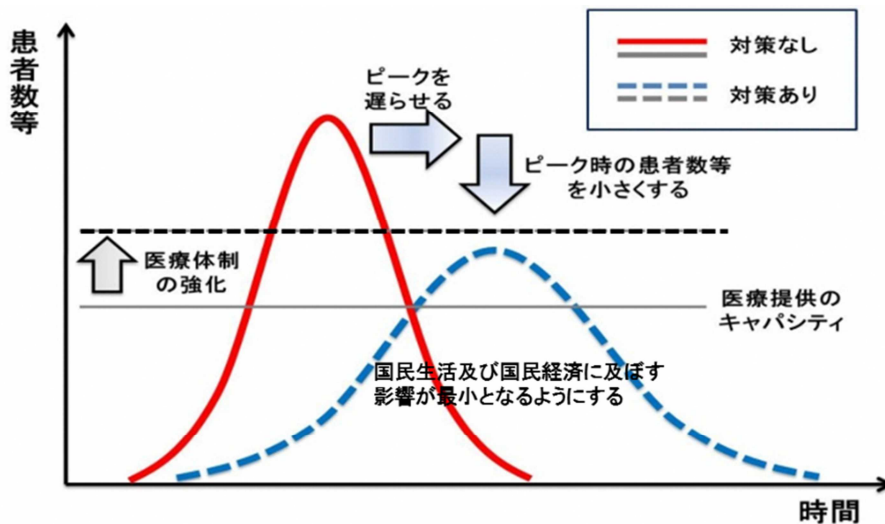
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内、さらには本市への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康、市民生活や社会経済にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
 - ・市民生活及び社会経済の安定を確保する。
 - ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・業務継続計画の実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び社会経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の概念図＞



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本市行動計画は、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえつつ、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、様々な状況で幅広く対応できるよう、以下の①から④までの考え方により、対策の選択肢を示すものとする。

- ①特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
 - ②病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
 - ③科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
 - ④病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化についても想定する。
- また、科学的知見及び国や福島県の対策等を踏まえ、本市の地理的な条件、人口

分布、少子高齢化、交通機関等の社会状況、医療提供体制等も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び社会経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。具体的には、日頃からの手洗いや咳エチケット、場面に応じたマスク着用等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 対策の時期区分

(1) 対策の時期区分

「準備期」「初動期」「対応期」の3つの時期に区分し、対応すべき新型インフルエンザ等対策について定める。

【準備期】

○新型インフルエンザ等が発生する前の時期（平時）

- ・地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、市民に対する啓発や県・市町村・企業等による事業継続計画等の策定、DX推進、人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフ

ルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

【初動期】

○国が感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知し、政府対策本部が設置された後、基本的対処方針が定められ、それに基づく対策が実行されるまでの時期

- ・国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階において、初動対応の体制への切り替えを行うとともに、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

【対応期】

○基本的対処方針に基づく対策を講ずる時期

- ・対応期の中でも以下のアからエの時期に区分し、それぞれの時期に応じた対策を講ずるものとする。

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

- ・国内・県内で新型インフルエンザ等が発生した初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、まずは封じ込めを念頭に対応する。
- ・患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・国内・県内で感染が拡大し、感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
- ・対策の検討に当たっては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、各対策項目の具体的な内容を定めるとともに、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。
- ・感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ・ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法、その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下のアからカまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練等により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

- ・将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

- ・初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるよう体制整備を進める。

ウ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

- ・感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係

者や市民等に持ってもらうとともに、次なる感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ 医療提供体制、検査体制

- ・ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスク・コミュニケーション等の備え
感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

オ 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

- ・感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

カ 負担軽減や情報の有効活用、国・県・市の連携等のための DX の推進や人材育成等

- ・医療関連情報の有効活用、国・県・相馬市の円滑な連携等を図るための DX の推進や人材育成等の取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下のアからエまでの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

- ・対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時から情報収集・分析の体制整備を進める。

イ 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

- ・有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

- ・科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について、国のガイドライン等を踏まえ、可能な範囲で事前に検討を行う。

エ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

- ・対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる必要がある場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信する。

(3) 基本的人権の尊重

国、県及び市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとともに、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗(ひぼう)中傷など、新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意し、市民の安心の確保を図り、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

国、県及び相馬市は、それぞれの対策本部を中心として相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市から県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。県は、その要請の趣旨を尊重し、速やかに所要の総合調整を行う。

(5) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下において災害対応が必要となる事態についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化、市を中心とした避難所施設の確保等を進めるととも

に、自宅療養者等の避難のための情報共有など、他市町村及び県との連携体制の整備等に取り組む。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、国及び県と連携し、災害の発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(6) 記録の作成や保存

市は、対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組むとともに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究、それに係る国際協力の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止のための対応など、県内における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定や民間検査機関等との検査等措置協定の締結により、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制を確保するとともに、保健所や衛生研究所における対応体制について、計画的に準備を行う。

これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、必要な感染症対策を実行する。こうした取組を進めるに当たっては、保健所設置市や感染症指定医療機関

等で構成される連携協議会等を通じ、取組状況の進捗確認を行うとともに、感染症予防計画や医療計画、福島県行動計画の見直しについて協議を行う。

(3) 市町村の役割

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。

対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や N95 マスク等の個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定を進めるとともに、連携協議会等の活用により、関係機関との連携を図ることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。

特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

(8) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第6節 市行動計画の実効性を確保するための取組等

(1) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしている。

市は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、市行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画等が見直された場合は、必要に応じ、市行動計画について所要の見直しを行う。

(2) 指定地方公共機関の業務計画

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、新型コロナへの対応を振り返りつつ、政府行動計画及び福島県行動計画の改定、DXの推進やテレワークの普及状況等を踏まえながら、確実な業務継続のために必要な取組を検討し、業務計画の必要な見直しを行う。

(3) 新型インフルエンザ等への備えに係る機運の醸成

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものであることから、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。新型コロナへの対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、県や市町村、医療機関、学校、高齢者施設等が、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等に備える機運の醸成を図る。

第2章 新型インフルエンザ等の対策項目

第1節 市行動計画における対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響を最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の全項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ①実施体制
- ②情報収集・分析、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦市民生活及び社会経済の安定の確保

※情報収集・分析、サーベイランス、水際対策、医療、治療薬・治療法、検査の6項目は、政府及び県において対策を作成

第2節 横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、複数の対策項目に共通して考慮すべき横断的な視点は、以下の(1)から(3)の事項とする。

(1)人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って、感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

日頃から、全庁体制で行う災害対応等のノウハウや知見を活用しながら、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制を想定した研修や訓練、人員の確保等に取り組む必要がある。

(2)国、県、市及び関係機関の連携

新型インフルエンザ等の対応に当たっては、国、県、市が適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策を地域の実情に応じて行う。市は、市民に最も近い行政単位とし

て予防接種や市民生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有、市民等に対する適切な情報提供・共有など、新型インフルエンザ等の発生初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、国、県、市及び関係機関の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。

(3)DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

DXの推進は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できる。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方 及び取組

第1章 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び社会経済に広く大きな被害を及ぼすことから、本市及び県全体、そして国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市町村、医療機関、その他関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

第1節 準備期

(1) 行動計画等の作成や体制整備・強化

- ①市は、市行動計画を作成するとともに、必要に応じ変更する。
- ②市は、相馬市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ③市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、県等の業務継続計画との整合性に配慮しながら必要に応じて変更する。
- ④市は、政府行動計画及び福島県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

⑤市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行う。

(2) 体制の整備及び国・県との連携強化

①市は、国、県や指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関を始めとした連携体制を構築する。

②市は、特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

第2節 初動期

(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

①市は、国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

②市は、必要な体制整備が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

○相馬市新型インフルエンザ等対策本部(市対策本部)

ア 構成

- ・本部長:市長
- ・副本部長:副市長、教育長
- ・本部員:総務部長、企画政策部長、民生部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、教育部長、生涯学習部長、議会事務局長
- 関係機関団体:相馬郡医師会相馬支部、相馬市歯科医師会、相馬市薬剤師会、相馬消防署、公立相馬総合病院、相馬警察署、相馬市消防団

イ 所管事項

- ・新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ等の予防対策と感染拡大抑制対策に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・市内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・その他対策本部の設置目的を達するために必要な対策に関すること。

○相馬市新型インフルエンザ等対策本部幹事会

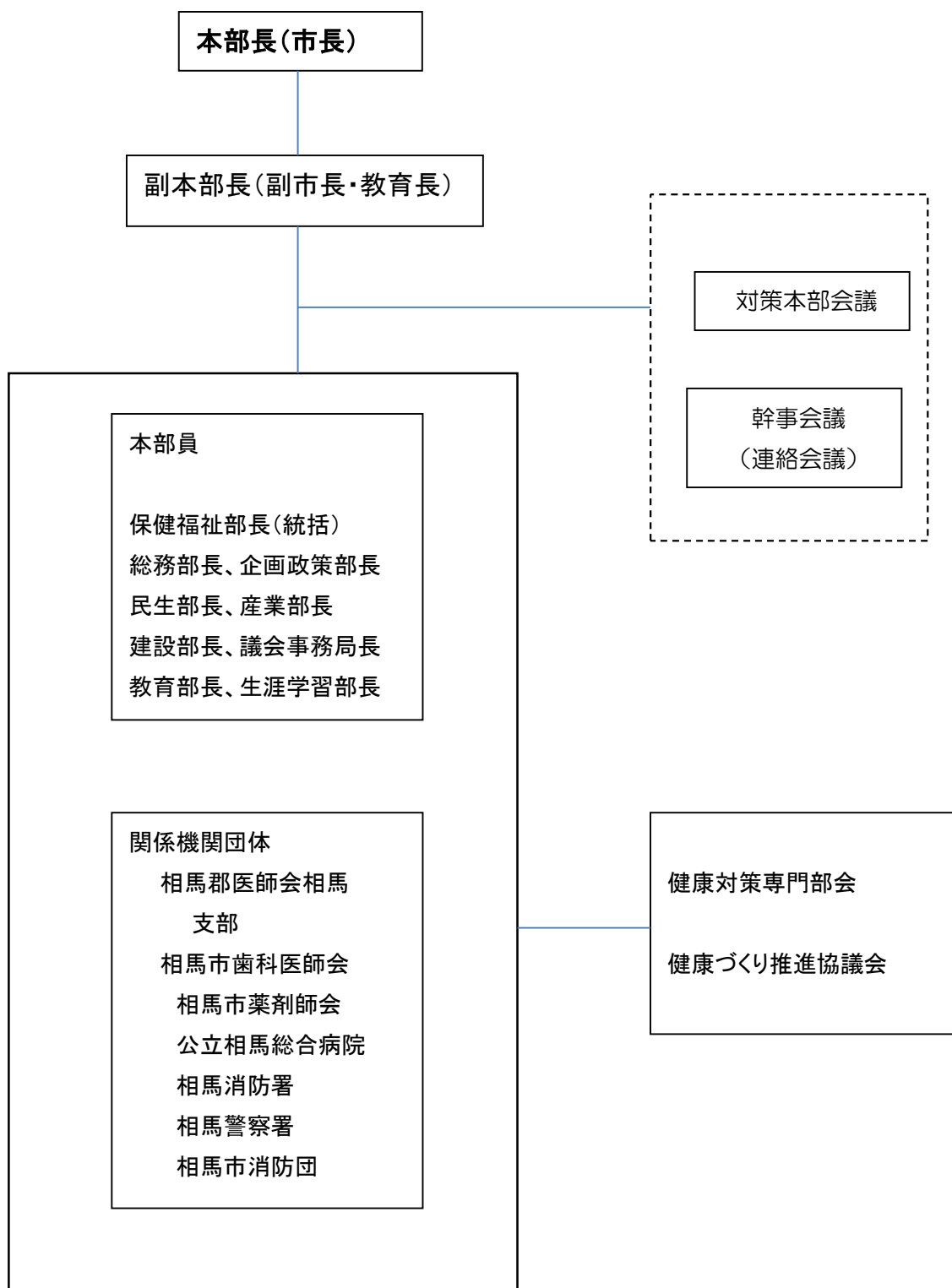
ア 構成

- ・幹事会：総務課長、財政課長、税務課長、企画政策課長、秘書課長、
情報政策課長、市民課長、保険年金課長、生活環境課長、
社会福祉課長、高齢福祉課長、こども家庭課長、保健センター所長、
農林水産課長、商工観光課長、土木課長、建築課長、都市整備課長、
下水道課長、教育委員会総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、
中央公民館長、図書館長、市民会館長、会計課長

イ 所管事項

- ・新型インフルエンザ等の発生動向に係る情報収集及び共有化に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ等の予防対策と感染拡大抑制対策の推進に関すること。
- ・市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・国、県、関係機関との連絡調整及び周知に関すること。
- ・その他対策本部幹事会の設置目的を達するために必要な対策に関すること。

＜＜対策本部の構成＞＞



ウ 各部・各課における業務

部	課	所管事項
保健福祉部	保健センター	1 対策本部及び対策会議の事務に関する事 2 市民への感染防止指導に関する事 3 マスク等物資の調達に関する事 4 医療機関との連絡調整に関する事 5 医師会、薬剤師会等との連絡調整に関する事 6 インフルエンザワクチン接種(住民接種)に関する事 7 抗インフルエンザウイルス薬に関する事
	社会福祉課	1 社会福祉施設の感染対策に関する事 2 生活保護法に基づく被保護者の支援に関する事 3 児童福祉施設の感染対策に関する事
	高齢福祉課	1 介護福祉施設、障がい者福祉施設の感染対策に関する事 2 高齢者及び在宅老人の支援に関する事 3 身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の支援に関する事
	こども家庭課	1 本部長の命ずる対策に関する事
総務部	総務課	1 職員の健康管理と感染予防に関する事 2 来庁者への対策及び職員の調整に関する事 3 インフルエンザワクチン接種(特定接種)に関する事 4 消防本部、警察署の連絡調整に関する事
	財政課	1 新型インフルエンザ対策等の緊急予算措置に関する事 2 応急対策用車両の確保に関する事
	税務課	1 本部長の命ずる対策に関する事
企画政策部	企画政策課	1 国、県等に対する窓口及び要望等の資料作成に関する事 2 公共交通機関への要請に関する事
	秘書課	1 本部長の命ずる対策に関する事
	情報政策課	1 庁内の情報システムの円滑な運用管理に関する事 2 市民への情報提供に関する事 3 ホームページ等による広報に関する事 4 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、その他の広報に関する事

民生部	市民課	1 新型インフルエンザ等による死亡者に関すること 2 埋火葬の許可に関すること 3 火葬場の連絡調整に関すること
	保険年金課	1 国民健康保険被保険者等の保険診療等に関すること
	生活環境課	1 遺体の一時安置所、仮埋葬に関すること
産業部	農林水産課	1 家畜、野生鳥獣等の鳥インフルエンザ等感染動向に関すること
	商工観光課	1 観光施設及び観光客への感染対策に関すること 2 商工業者の情報収集及び広報に関すること 3 事業所の情報収集及び広報に関すること 4 港湾における感染対策(水際対策等)に関すること
建設部	土木課	1 本部長の命ずる対策に関すること
	都市整備課	1 本部長の命ずる対策に関すること
	建築課	1 市営住宅、仮設住宅、災害公営住宅における感染対策に関すること
	下水道課	1 本部長の命ずる対策に関すること
教育部	総務課	1 教育施設の管理運営(利用制限等)に関すること
	学校教育課	1 児童・生徒の健康に関すること 2 市立幼稚園及び小中学校における感染予防に関すること
生涯学習部	生涯学習課	1 社会教育施設及び体育施設の感染対策に関すること
	中央公民館	1 地区公民館の連絡調整に関すること
	図書館	1 施設の管理運営(利用制限等)に関すること
	市民会館	1 施設の管理運営(利用制限等)に関すること
議会事務局		1 市議会との連絡調整に関すること
会計課		1 本部長の命ずる対策に関すること

(2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

- ①市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

(1) 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

(1)-1 職員の派遣・応援への対応

①市は、新型インフルエンザ等のまん延により、市の全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

②市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

(1)-2 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

(2) 緊急事態措置の検討等について

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

(3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく相馬市対策本部を廃止する。ただし、本市において新型インフルエンザ等の終息が見込めない場合は、この限りではない。

第2章 情報収集・分析、リスクコミュニケーション

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて市民生活及び社会経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。

そのため、市は、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、市民生活及び社会経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

第1節 準備期

(1) 情報収集

- (1)-1 県は、国及び 国立健康危機管理研究機構が行う情報収集・分析の結果について、国からの情報提供により、保健所設置市を始め、関係機関とともに速やかに情報を共有するよう努めるとしており、市は、県等の情報収集・分析の結果のうち、必要なものについては、関係機関に速やかに共有するよう努める。
- (1)-2 市は、有事に備え、積極的疫学調査等に資する情報の収集について、平時から体制を整備するとともに、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性・感染性・薬剤感受性)等、明らかにするための調査研究に協力する。なお、市は、県と連携して保育施設や学校、高齢者施設等に対する感染症や公衆衛生対策について情報提供・共有を行う。また、市は、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

(2) 偏見・差別等に関する啓発

市は、県と連携し、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、感染症対策の妨げにもなり得ること等について啓発する。

また、市は、県と連携し、児童・生徒への感染症に関する正しい知識の普及や偏見・差別をなくすための人権教育に取り組む。

(3) 偽・誤情報に関する啓発

SNS の普及等に伴い情報の発信・拡散が容易となっており、偽・誤情報であっても一たび拡散された場合への対処は困難である。市は、県及び関係機関と連

携し、国が提供・共有する情報を活用しながら、市民等が正しい情報を円滑に入手できるように科学的知見等に基づく情報提供に取り組むとともに、市民等へ正しい情報の選択と冷静な判断を呼び掛けるなど、偽・誤情報に関する啓発に努める。

(4) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備

市は、高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等が、新型インフルエンザ等の発生時に実施し得るまん延防止対策を含めた必要な情報に関し、情報提供・共有する媒体や方法について整理できるよう、県に協力する。

(5) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するように努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

第2節 初動期

(1) 情報収集

市は、感染症法に基づき厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ等に係る発生の公表やリスク評価を踏まえ、県等の協力を得ながら、地域における流行状況の把握並びに感染経路の究明を迅速に進める。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県より協力の求めがあった場合には、必要な情報を共有する。

(2) 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、国から共有される国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策や県・市が収集・分析した情報について、関係機関と共有するとともに、必要に応じて、市民等に迅速に提供・共有する。

また、県と連携し、情報提供に配慮を要する方(高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等)に対しても、確実に必要な情報が届くよう情報提供・共有を行う。

(3) 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国から要請を受けたコールセンター等を設置するとともに、情報の受け手が適切に判断・行動できるよう、科学的根拠に基づいた情報を迅速に提供する。

(4) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、県及び関係機関と連携し、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に

対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、受診行動を控えるなど感染症対策の妨げにもなり得ることについて、その状況を踏まえ、適切に情報提供・共有を行う。

また、偽・誤情報の拡散状況を把握し、必要に応じて注意喚起や正確な情報の発信を行う。

(5)医療提供体制の確保に関する周知

市は、県と協力し、地域の医療提供体制の状況や医療機関への受診方法、受診の目安等について、市民等に迅速かつ適切に周知する。

第3節 対応期

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止め方が千差万別であるため、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえながら、利用可能なあらゆる媒体を活用して、新型インフルエンザ等発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、ホームページ等により、市民等に対し、迅速かつ一体的に情報提供を行う。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

市は、感染症対策を円滑に進めて行く上で、関係者の理解や協力を得ることが必要である。

一方向の情報提供だけでなく、国からの要請を受け設置したコールセンターに寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

(3)こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえた国や JIHS 等によるリスク評価や、影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、市は、県が措置等を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づき分かりやすく説明を行えるよう協力する。

その際、特に影響の大きい年齢層に対しては、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じて、当該対策について理解及び協力を得るよう努める。

(4) 医療提供体制の確保に関する周知

市は、県と協力し、地域の医療提供体制や相談センター、受診先となる発熱外来の一覧等を含め、医療機関への受診方法等について市民等に周知する。

また、ワクチンや治療薬等により対応力が高まった時期には、発熱外来の受診方法など医療提供体制に変更が生じる場合があることから、市は県と協力して市民等への周知を行う。

第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を踏まえ、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

第1節 準備期

(1) 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

(1)-1 市は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。

(1)-2 市、学校、高齢者施設等は、換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、新型インフルエンザ等が発生した時の対策として、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、咳エチケット、場面に応じたマスク着用を行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

- (1)-3 市は県と連携して、まん延防止等重点措置による営業時間の変更の要請等、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

第2節 初動期

(1) 市内でのまん延防止対策の準備

- (1)-1 市は、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の確認を進める。
- (1)-2 市は、国からの要請を踏まえ、市内における新型インフルエンザ等のまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

(1) 患者や濃厚接触者以外の市民に対する基本的な感染対策に係る要請等

市は、県と連携し、市民等に対し、換気、咳エチケット、場面に応じたマスク着用、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を求める。また、病原体の性状によって、症状のない時でも感染させる可能性がある場合には、必要に応じ、市民等に対して症状の有無にかかわらずマスクを着用するよう呼び掛けるなど、より効果的な感染対策の徹底を求める。

第4章 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、関係機関は、国や県の方針に基づき、迅速に接種を進めるための体制整備を連携して行う。

第1節 準備期

(1) ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋(S・M・L) ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト ☐ パルスオキシメーター ☐ ガウン ☐ フェイスシールド
	【文房具類】
	☐ ボールペン(赤・黒) ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ ☐ バインダー
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ 車椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等 ☐ 簡易ベッド

(2) ワクチンの供給体制

市は、ワクチンの円滑な流通を図るため、県との連携方法や役割分担について協議し、必要な協力体制を構築する。

また、国がワクチンの分配に係るシステムを整備することを踏まえ、県が速やかに分配できる体制を構築できるよう協力する。

実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステム

への事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

(3) 接種体制の構築

(3)-1 接種体制

市は、相馬郡医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

(3)-2 特定接種

①市は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力する。また、市は、接種が円滑に行えるよう特定接種の対象となる新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制の構築を図る。このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

②特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

(3)-3 住民接種

平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a 市は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する国民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、相馬郡医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。

また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

i 接種対象者数

ii 地方公共団体の人員体制の確保

- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保(医療機関、保健所、保健センター、学校等)及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、福島県及び相馬市間や、相馬郡医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法の策定

b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。

また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討すること。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の 7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1-6 歳未満)	D	
乳児	人口統計(1 歳未満)	E1	
乳児保護者※	人口統計(1 歳未満) × 2	E2	乳児の両親として、対象人口の 2 倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計(6 歳-18 歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65 歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	A- (B+C+D+E1+E2+F+G)=H

※ 乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

c 市は、医療従事者の確保について、接種方法(集団的接種・個別接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定すること。

特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、相馬郡医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、相馬郡医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい。

- d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤(調製)場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討すること。

また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮すること。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、相馬郡医師会等と委託契約を締結し、相馬郡医師会等が運営を行うことも可能である。

- (イ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

- (ウ) 市は、速やかに接種できるよう、相馬郡医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(4) 情報提供・共有

(4)-1 住民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者(小児の場合)等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。

(4)-2 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、相馬郡医師会等の関係団体との連

携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行うこととなり、県は、こうした市の取組を支援することとなる。

(4)-3 保健福祉部外分野との連携

市は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び保健福祉部以外の分野との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、市は、教育委員会等と連携し、必要に応じて学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資するよう取り組む必要がある。

(5) DXの推進

- ①市は、市が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ②市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

(1) 接種体制の構築及びワクチンの接種に必要な資材の確保

(1)-1 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

(1)-2 ワクチンの接種に必要な資材

市は、第4章第1節(1)において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

(1)-3 予防接種に係る情報収集、提供・共有

市は、県と連携し、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等について積極的に情報を収集し、情報共有を早期に行うよう努める。

また、市は、県と連携し、予防接種の開始に向け、相談窓口の周知に努める。

(2) 接種体制

(2)-1 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び市は、相馬郡医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて相馬郡医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

(2)-2 住民接種

①市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

②接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

③予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、市保健福祉部が連携し行うこと(福島県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る相馬郡医師会等の調整等を行うこと等)が考えられる。

なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業

務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

- ④接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は相馬郡医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、相馬郡医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。
その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、体育館、保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ⑥市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局等、相馬郡医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。
なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。
また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。
- ⑨接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ相馬郡医師会等と協議の上、物品や

薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、相馬郡医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。

アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、相馬郡医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。

また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋(S・M・L) ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン(赤・黒) ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】

・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐机 ☐椅子 ☐スクリーン ☐延長コード ☐冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐耐冷手袋等
---	---

- ⑩感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守すること。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談すること。
- ⑪感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。
また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。

第 3 節 対応期

(1) ワクチンや必要な資材の供給

- ①市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ②市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。
なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが

原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

- ④市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

(2) 接種体制

- ①市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

- ②市は、新型インフルエンザ等感染症の流行株が変異したことに伴い追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、県や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備を図る。

(2)-1 特定接種

(2)-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(2)-2 住民接種

(2)-2-1 予防接種体制の構築

- ①市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ②市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。
- ④発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接

種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。

また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

- ⑤医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

- ⑥市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険担当課等、相馬郡医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(2)-2-2接種に関する情報提供・共有

- ①市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

- ②市が行う接種勧奨については、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。

- ③接種会場や接種開始日等について、SNSを活用して周知するとともに、広報誌への掲載等で周知を実施する。

(2)-2-3接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。

また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、相馬市保健福祉部や相馬郡医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(2)-2-4接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止し、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシス

テムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(3) 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。

給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。

- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた住所地の市区町村とする。

- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

(4) 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。

- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

(4)-1 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

(4)-2 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。

②特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

- a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

③これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。

- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
- b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
- c 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

第5章 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。

第1節 準備期

- ①市は、新型インフルエンザ等の発生時において、保健所へ応援職員を派遣することについて、平時から県と協議し、保健所の感染症有事体制を構成する人員の確保に協力する。
- ②市は、感染症有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、県からの要請に即応できるよう、県と物流業者や民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備えた体制の整備を進める。
- ③市は、県や医療機関、外部委託業者と協力した健康観察や実施体制を協議する。
- ④市は、県関係機関と連携し、様々な機会を捉えて、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなり得ること等について啓発する。
また、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

第2節 初動期

- ①準備期における対応を継続する。
- ②市は、県や医療機関、外部委託業者と協力し健康観察や実施体制の準備を進める。

第3節 対応期

1. 主な対応業務の実施

(1) 有事体制への移行

市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。

(2) 健康観察及び生活支援

①市は、県が実施する自宅又は宿泊療養施設における療養者に対する健康観察に協力する。

②市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

第6章 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。

感染症対策物資等の不足により、医療や検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が公共施設等で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

第1節 準備期

(1) 感染症対策物資等の備蓄等

- ①市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

また、緊急時に国や県からプッシュ型で送付される支援物資を円滑に受け入れ、市内医療機関や避難所等へ迅速に配送するための物流拠点(集積所)の確保や、配送計画の策定に努める。

- ②消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 初動期

- ①市は、感染拡大時に必要となる感染症対策物資やパルスオキシメーター等の医療機器等の確保に努める。

- ②市は、市内の社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。

第3節 対応期

市は、県との連携のもと、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や関係機関等とともに、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、国及び県と連携し、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第1節 準備期

(1) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(3) 物資及び資材の備蓄

①市は、市行動計画に基づき、第6章第1節(「物資」)における準備期)(1)①で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

②市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続

を決めておく。

(5) 火葬体制の構築

市は、県の火葬体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には民生部との調整を行うものとする。

第2節 初動期

(1) 事業継続に向けた準備等の要請

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

(2) 遺体の火葬・安置

市は、県を通じて国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

(1) 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

(1)-1 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

(1)-2 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要な応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(1)-3 教育及び学びの継続に関する支援

国、県及び市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(1)-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ①国、県及び市は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査するとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の協力を要請する。
- ②国、県及び市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③国、県及び市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④国、県及び市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

(1)-5 埋葬・火葬の特例等

- ①市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ②市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

- ③市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

(2)-1 事業継続に関する事業者への要請等

市は、事業者に対し、従業員の健康管理の徹底と、職場での感染防止対策の県が行う要請について、県に協力する。

(2)-2 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

(2)-3 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である相馬地方広域水道企業団は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

用 語	内 容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置 協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

国立健康危機管理研究機構(JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年(2025年)4月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。 なお、感染症法に基づく医療措置協定において、N95マスク、サージカルマスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋の5物資の備蓄を推奨している。
指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。 本市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

新型インフルエンザ等 緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
感染症予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。

リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。
--------------	---

相馬市新型インフルエンザ等対策行動計画
令和8年7月発行

〒976-0042

相馬市中村字大手先44-3

保健福祉部保健センター

TEL 0244-26-9422

FAX 0244-35-4258

E-mail hokencenter@city.soma.lg.jp